

XBRL 形式による有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について (平成 21 年 3 月期版)

1. 使用する EDINET タクソノミ

平成 21 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から、2009 年版 EDINET タクソノミを使用する必要があります。

「[2009 年版 EDINET タクソノミ及び関連資料の公表について](#)」又は「EDINET 概要書 1 章 4-4 使用する EDINET タクソノミ」を参照して下さい。

2. EDINET タクソノミの更新に伴う勘定科目の変更

2009 年版 EDINET タクソノミでは、新たに勘定科目が追加されています。四半期報告書又は半期報告書等の XBRL データ作成の際に、これらと同一意味の勘定科目を独自に追加していた場合には、新たに追加された EDINET タクソノミの勘定科目を使用することになりますので留意して下さい。

なお、その場合の表示方法の変更の取扱いについては、「**5. 表示方法の変更の取扱い**」を参照して下さい。

2009 年版 EDINET タクソノミにおいて追加された勘定科目については「[2009 年版 EDINET タクソノミ及び関連資料の公表について](#)」の「EDINET タクソノミ修正概要」及び添付資料を参照して下さい。

3. XBRL 作成ガイドの改正

平成 21 年 3 月 9 日より新しい XBRL 作成ガイドが適用となります。主な変更点は以下のとおりです。

①XBRL データに設定する提出者の名称 (報告書インスタンス作成ガイドライン 8-2-1)

- ・「開示対象者の総称」(日本語及び英語)は、原則として設定不要である旨の記載が追加されました。
- ・提出者の日本語名称及び英語名称として使用可能な文字に関する記載が次のとおり追加されました。

- ・日本語名称 …… 全角文字、半角英数及び半角記号のみ使用可能 (半角カナは使用不可)
- ・英語名称 …… 半角英数及び半角記号のみ使用可能 (全角文字は使用不可)

②勘定科目名称 (ラベル) の追加 (企業別タクソノミ作成ガイドライン 8-8)

EDINET タクソノミにある勘定科目を使用したいが、用意されている名称では財務諸表等規則等又は業法等に整合しない場合など必要な場合には、当該勘定科目に必要な勘定科目名称を追加可能とする記載が追加されました。例えば、一般商工業の EDINET タクソノミにある「賞与引当金の増減額 (△は減少)」を、銀行業において銀行法施行規則に従った「賞与引当金の増減 (△)」の名称で使用したい場合等が該当します。

但し、「現金及び預金」を「現金・預金」に変更する等、単に自社特有の名称に変更するために勘定科目名称を追加することは適当ではありませんので注意して下さい。

③個別、連結、中間、四半期等の財務諸表種類別の勘定科目名称 (企業別タクソノミ作成ガイドライン 8-1)

個別、連結、中間又は四半期等の財務諸表の種類別に勘定科目名称を使い分ける場合の設定に関する記載が追加されました。詳細は「**6. 個別、連結、中間又は四半期等の各種財務諸表間で共通の勘定科目の取扱い**」を参照して下さい。

④区分が異なる勘定科目を使用できる場合（勘定科目の取扱いに関するガイドライン Q4）

「販売費及び一般管理費」の区分に属する勘定科目を営業費用の区分で使用する場合等、EDINET タクソノミに設定されている区分が使用したい区分と異なる場合であっても、意味的に同一の区分と認められる場合には当該勘定科目を使用可能とする記載が追加されました。

⑤金額等の設定に関する留意点（報告書インスタンス作成ガイドライン 8-1-6）

XBRL データには、EDINET において HTML に変換した際に表示される金額のみを設定する旨の記載が追加されました。また、金額を設定した勘定科目は、原則として、適切に計算関係に設定し当該計算関係に基づく検算結果が不整合とならないようにする旨の記載が追加されました。

⑥その他

- ・ファイル名等に設定する「報告対象期間末日」、「提出回数」、「提出日」に関する記載の一部追加
- ・報告書インスタンスに設定する表示単位に関する記載の一部変更
- ・外国会社等が外貨及び円貨を併記して開示する場合の XBRL データの作成方法に関する記載の追加

「[2009年版 EDINET タクソノミ及び関連資料の公表について](#)」を参照して下さい。

4. XBRL の対象

有価証券報告書において XBRL の対象及び対象外となる情報は次のとおりです。

XBRL 対象	XBRL 対象外（HTML 形式により作成）
・連結財務諸表及び個別財務諸表の本表 なお、前期の財務諸表についても XBRL の対象となります。（※）	・注記及び附属明細表 ・製造原価明細書又は売上原価明細書等 ・SEC 登録企業等の作成する米国式連結財務諸表 ・外国基準により作成する外国会社の財務書類

※前期の連結財務諸表及び個別財務諸表についても XBRL に対応した財務諸表等規則等の様式（平成 20 年 6 月 6 日改正）が適用され、前回提出した有価証券報告書とは異なる様式となることに留意して下さい（株主資本等変動計算書は純資産の各項目を横に並べる様式から縦に並べる様式へと変更となります。）。

5. 表示方法の変更の取扱い

①表示方法の変更の取扱い

XBRL の導入により、各提出者は、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に表示できる範囲において、EDINET タクソノミの勘定科目を選択することとなります。

これにより、勘定科目の名称等が変更となる場合がありますが、これは正当な理由に基づく表示方法の変更に該当すると考えられます。表示方法の変更に関する注記については、原則として必要になりますが、変更の内容が明瞭に判断しうる場合にはこれを行わないことが可能です。

「[勘定科目の取扱いに関するガイドライン Q7](#)」を参照して下さい。

②前期の勘定科目の取扱い

従来から使用していた勘定科目を EDINET タクソノミの勘定科目に変更する場合、前期の財務諸表で使用

する勘定科目名称は次のように取り扱います。

i) その変更の内容が軽微であり変更前と変更後の勘定科目が同一意味とみなすことが可能な場合
前期の財務諸表についても当期の変更後の勘定科目を使用して開示します。
(EDINET タクソノミを使用した開示の特例)

ii) それ以外の場合

当期は変更後の勘定科目により、前期は変更前の勘定科目により開示します。
なお、金額の組替えを伴う変更の場合には、通常、前期の情報を変更後の勘定科目により開示することはできないものと考えられます。

「勘定科目の取扱いに関するガイドライン Q6」を参照して下さい。

6. 個別、連結、中間又は四半期等の各種財務諸表間で共通の勘定科目の取扱い

個別、連結、中間又は四半期等の各種財務諸表間において、同一意味の勘定科目を開示する場合には、タクソノミの同一の勘定科目を使用します。従って、各提出者において独自の勘定科目を追加する場合には、財務諸表の種類別に勘定科目を設定せずに、一つの勘定科目のみを追加することになります。

なお、同一意味であっても、財務諸表の種類別に名称を違える必要がある場合（例：連結及び個別では「当期変動額」、中間連結及び中間個別では「当中間期変動額」）には、一つの勘定科目に対して、個別用、連結用、中間連結用及び中間個別用と、財務諸表の種類別の勘定科目名称を設定し、使い分けることに留意して下さい。

「企業別タクソノミ作成ガイドライン 8-1 名称リンクの設定方法」を参照して下さい。

7. 株主資本等変動計算書

①純資産項目又は変動事由の追加

株主資本等変動計算書においては、純資産項目又は変動事由を各提出者において独自に追加することが考えられますが、その場合の留意点は次のとおりです。

i) 純資産項目を追加する場合（例：「XX 積立金」を追加する場合）

以下のように、一連の項目を追加します（表示関係（表示リンク）には、追加した項目を以下の階層構造で設定します。）。

XX 積立金	・・・①見出し項目「XX 積立金、株主資本等変動計算書、タイトル項目」を追加
前期末残高	・・・②貸借対照表用に追加する「XX 積立金」の勘定科目を使用(※1)
当期変動額	・・・③見出し項目「当期変動額、XX 積立金、タイトル項目」を追加
変動事由 A	・・・④入力項目「変動事由 A、XX 積立金」を追加
:	
当期変動額合計	・・・⑤入力項目「当期変動額合計、XX 積立金」を追加(※2)
当期末残高	・・・②貸借対照表用に追加する「XX 積立金」の勘定科目を使用(※1)

(注) 上記の「」書きの項目名はタクソノミに設定される固有の名称(冗長ラベル)であり、実際に表示される名称ではありません。

※1 貸借対照表と同一の勘定科目を使用します。当該勘定科目には、貸借対照表で使用する名称の

ほか、期首用に「前期末残高」、期末用に「当期末残高」の勘定科目名称を追加設定し、株主資本等変動計算書ではそれらの名称を使用します。これらの設定が適切になされない場合、HTMLに表示される値が意図しないものとなる、又は合計線が引けない、といった結果になる場合がありますので注意して下さい。

※2 合計用の勘定科目名称として「当期変動額合計」を追加設定し、その名称を使用します。

ii) 変動事由を追加する場合（例：「XX積立金の積立」を追加する場合）

以下のように、関係する純資産項目のそれぞれに対して当該変動事由を表す項目を追加します（表示関係（表示リンク）には、追加した項目を以下の階層構造で設定します。）。

その他利益剰余金	
XX積立金	
:	
XX積立金の積立	・・・①入力項目「XX積立金の積立、XX積立金」を追加
繰越利益剰余金	
:	
XX積立金の積立	・・・②入力項目「XX積立金の積立、繰越利益剰余金」を追加
利益剰余金合計	
:	
XX積立金の積立	・・・③入力項目「XX積立金の積立、利益剰余金」を追加
株主資本合計	(※)
:	
純資産合計	(※)
:	
	(注)上記の「」書きの項目名はタクソミに設定される固有の名称(冗長ラベル)であり、実際に表示される名称ではありません。

※ 利益剰余金内での振替の場合には、利益剰余金合計まで当該変動事由を表す項目を追加し、影響が及ばない株主資本合計、純資産合計には当該変動事由の項目を追加しないことが可能です。(資本剰余金と利益剰余金との間の振替等の場合も同様)

「勘定科目の取扱いに関するガイドライン Q12」を参照して下さい。

②計算関係（計算リンク）の設定

株主資本等変動計算書には、純資産項目別の計算関係、変動事由別の計算関係の2種類があります。計算関係に設定されていない項目（B群勘定科目）を使用する場合、又は、各提出者において独自に項目を追加する場合には、それらの2種類の計算関係の設定をする必要があることに留意して下さい。

「企業別タクソミ作成ガイドライン 12-1 株主資本等変動計算書等」を参照して下さい。

③区分関係（定義リンク）の設定

株主資本等変動計算書で使用する項目は、株主資本等変動計算書の区分関係において設定が必要です。純資産項目を追加した場合には、貸借対照表の区分関係だけではなく、株主資本等変動計算書の区分関係にも設定が必要であることに留意して下さい。

「企業別タクソミ作成ガイドライン 12-1 株主資本等変動計算書等」を参照して下さい。